

消費者庁電気料金アドバイザー会合（第2回）

日 時：令和5年5月8日（月）9:00～11:07

場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 共用1214特別会議室

出席者：

消費者庁電気料金アドバイザー（五十音順）

石橋 哲 東京理科大学大学院経営学研究科技術経営専攻教授
宇田 左近 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ取締役副会長
大島 堅一 龍谷大学政策学部政策学科教授（※オンライン参加）
大林 ミカ 公益財団法人自然エネルギー財団事業局長（※オンライン参加）
後藤 治 A.T.カーニー株式会社シニアパートナー
高橋 洋 法政大学社会学部社会政策科学科教授（※オンライン参加）
仲田 裕一 元 品川リフラクトリーズ株式会社代表取締役副社長

経済産業省 資源エネルギー庁

吉瀬 周作 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局

新川 達也 事務局長
池田 卓郎 取引監視課長
東 哲也 取引制度企画室長
安原 清英 取引監視課課長補佐

消費者庁

片岡 進 政策立案総括審議官
檜橋 康英 参事官(公益通報・協働担当)

○消費者庁（檜橋参事官） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、5月2日に引き続きまして「消費者庁電気料金アドバイザー会合」を行わせていただきます。

電気規制料金の値上げ申請に関して、引き続き経済産業省側からの説明を求めたいということで開催をさせていただきます。

初めに、消費者庁政策立案総括審議官の片岡より一言申し上げます。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） 皆様、おはようございます。

連休明けの月曜日の朝一にもかかわらず、こうしてお集まりいただきましてありがとうございます。

先週金曜日の2時間強にわたる御議論の中で、不適切事案の検証とか、その他原子力の論点などを御議論させていただきました。必ずしもその際の議論はかみ合った議論というわけではなかったと思いますけれども、それを踏まえて、連休にもかかわらず経産省さんには作業をいただいて、今日に至っているということであろうと思いますので、

その点についてはまず御礼を申し上げたいと思います。

それから、今日もまさにこれから議論をさせていただきますけれども、我々は消費者目線で納得できるかどうかというところが最大のポイントと考えておりますので、ぜひ議論を前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○消費者庁（檜橋参事官） 続きまして、経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会の新川事務局長からも一言お願いいたします。

○経済産業省（新川事務局長） おはようございます。経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の事務局長をしております新川でございます。よろしくお願いいたします。

前回、2日火曜日の夕方にお時間をいただきましたのに続きまして、本日は早朝からお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

前回会合で、これまで消費者庁からの御意見等に関する御回答を申し上げた際に、幾つか御指摘をいただいたと思っております。主なものとしては、カルテル事案が料金に与える影響についてさらに検証の余地があるのではないかとということ。それから、調達について工種ごとに経年で分析する必要があるのではないかとということ。それから、福島第一原発の廃炉費用に関する御指摘もいただいたと理解しております。

連休の間、私どもは作業をさせていただきまして、今回、いただきました御指摘につきまして追加的に御説明させていただきたいと思っております。

今、片岡政策立案総括審議官からもありましたように、しっかりと我々としても説明を尽くして、国民の皆様に御納得いただけるような形で査定方針を取りまとめていく必要があると思っております。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○消費者庁（檜橋参事官） 本日は、ムービーだけは冒頭のみということにさせていただいてございます。配信については続けますので、皆様、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の出席者の御紹介をさせていただきたいと思っております。

消費者庁電気料金アドバイザーということで、本日7名の方に御出席をいただいております。まず、会議室に御出席の方から五十音順に御紹介申し上げます。

石橋アドバイザー、宇田アドバイザー、後藤アドバイザー、仲田アドバイザーの4名でございます。

オンラインで3名御出席をいただいております。同じく五十音順に申し上げます。

大島アドバイザー、大林アドバイザー、高橋アドバイザー。

以上7名の消費者庁電気料金アドバイザーに御出席いただいております。

また、本日、経済産業省からも御出席をいただいております。

資源エネルギー庁の電力・ガス事業部、吉瀬電力産業・市場室長、同じく経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会事務局の今御挨拶をいただきました新川事務局長でございます。それから、池田取引監視課長でございます。東取引制度企画室長でございます。安原取引監視課課長補佐でございます。ありがとうございます。

消費者庁のほうからは、冒頭に御挨拶を申し上げた片岡政策立案総括審議官、私、参事官の檜橋でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、経済産業省側からの御説明をいただきたいと思います。資料に沿って御説明をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○経済産業省（池田取引監視課長） 取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

「前回会合でいただいた御指摘事項への御回答について」という資料を御覧いただきたいと思います。

まず、2ページ目でございますが、先ほど私どもから御挨拶させていただいたとおりでございます。2つ目のとおり、御指摘を踏まえまして個々の公共入札案件の落札状況に着目したカルテル影響分析と、定期的な工事における発注先の経年変化などの調達状況に係る分析、さらに東電EPの購入電力料における福島第一原子力発電所に係る費用の取扱いについて追加的に御説明させていただきまして、さらに、消費者庁からの御指摘を踏まえた今後の対応としまして、各事業者に対するフォローアップを行う枠組みを新たに設けることを御説明させていただきたいと思います。

4ページ目を御覧いただきたいと思います。

4ページ目のスライドにつきましては、不適切事案による規制料金への直接的な影響ということでございまして、アドバイザーの先生方には御理解いただいている点ではございますが、世の中の的には特高・高圧と規制料金を混同している論調が見られましたので、議論の前提となる全体像を示す必要があるということで挿入させていただきました。

2つ目のポツの趣旨は、現在の規制料金とカルテルの直接的な関係についての御説明でございます。カルテル事案は大口需要家向けで行われたものと。それで、直接的な影響があった可能性は否定できません。一方で、家庭向けの規制料金については、国の認可が必要となるところで、中国電力はカルテル事案の前後で料金改定を行っておらず、燃調とか再エネ賦課金による変動を除いて、これまでの料金に変更があったわけではございません。また、申請原価に課徴金が算入されていないことは確認していますということを追加させていただいております。

5ページ目でございます。

これから認可する規制料金については、ここに書かせていただいている①から④の流れでカルテルの影響が懸念されるところでございまして、特に規制料金の審査の観点からは、高コストのまま認可されることがないように、厳格に査定を行うことが決定的に重要であると私どもは受け止めてございます。そして、①の競争圧力が下がり、高コスト構造となり、申請原価に織り込まれて、そのまま認可されてしまう、この①から④について順に確認を行わせていただいたところでございます。

6スライド目で、まずカルテル事案によって中国エリアの競争圧力が下がっていたのではないかとこのところにつきましては、公共入札案件の落札実績の個別データがござ

いましたので、これを使ってミクロの分析をさせていただきました。本来は、特高・高圧、全データを基に分析すべきところですが、現在、手元にあるデータが公共入札に係るものしかございませんので、そこに限定した分析となっております。

7ページ目から、公共入札の落札件数の推移を2017年から2022年にかけてまとめさせていただきました。カルテルが行われていたのは2018年以降となりますが、関西電力は上から2番目の行でございますが、2019年2月以降、関西電力の落札件数がゼロになっている。これ自体、カルテルが実効性を有したということではありますが、他方で、同時期から新電力の落札の件数が増加しておりまして、落札件数を見る限りは中国エリアにおける競争圧力が下がったとは必ずしも言えない。この点につきましては、例えばキロワットベースで見ればもっと違う姿が見えていたかもしれませんが、少なくとも競争圧力が十分だったとは言えないまでも、競争圧力が下がっていたとも言えないというところでございます。

続きまして、9ページ目でございますが、これは中国エリアにおける公共入札案件のうち、過去6年間で4回以上、同一件名の推移を追うことができる案件を確認したものでございます。青が新電力、緑が関西電力、赤が中国電力でございますが、このデータを見る限り、関西電力の落札件数がゼロとなった2019年以降、供給者が中国電力に固定化されている事例は確認されませんでした。

続きまして、10スライド目以降が中国エリアにおける公共入札案件の落札価格の分布を示したものでございます。落札価格というのは、負荷率が高いか低いかによって価格水準が異なることから、散布図として示させていただいたところでございますが、2017年の傾向を見ると、負荷率が高くなればなるほど単価が下がる、そういう相関関係にございます。

2018年になりますと、グリーンの関西電力が参入して活発に落札をしている。それで、2018年も負荷率が高くなるにつれて平均単価が下がっていくという相関関係が見えるところでございますが、12ページ目の2019年のグラフを見ますと、関西電力がほとんどなくなっている。要は、2019年は関西電力が撤退したというところが一つと、もう一つ、負荷率が高いところを見ますと、2018年以前が負荷率が高くなればなるほど価格が下落傾向にあるのですけれども、そういう傾向が見られず、むしろ横ばいか、やや高くなっているようにも見えるところ、中国電力の落札価格が高負荷率の需要家を中心に高い傾向が見られるという結果になりました。

さらに、2020年になりますと、そういう傾向が消えて、今までのように戻っていますけれども、これらの経年変化を見ますと、2019年の高負荷率の需要家を中心に価格が高くなっている傾向が見られまして、要はこれがカルテルの影響ではないかと。すなわち相手企業として、新電力はベースロード電源を持っていないため、高負荷率の需要家に対しては安価な提案をしにくい。そういう状況の中、カルテルによって関西電力が撤退し、高負荷率の需要家を中心に高い価格となったということがうかがえるところでござ

います。

他方、2020年以降につきましては、新電力が相対契約等でほかの旧一電からベースロード電源をそれなりに手当てできるようになったので、価格が下がったのではないかと考えられるところでございます。

続きまして、16ページ以降は、中国電力が高コスト体質になっていたのではないかとこのところの分析でございます。このデータは、18ページ目を御覧いただきたいのですが、電気料金を構成する各費目を、燃料費等の変動的な費目と、固定費のうち外的要因等による制約を受ける項目と、あとはそれを除いた固定費、分類③です。要は比較的裁量を利かせやすい費用ですが、分類③のものについてキロワットアワーで割りまして、平均のコストを比較したものでございます。これを見ますと、中国電力のキロワットアワー当たりの費用は、発電部門、販売部門、それぞれ平均を下回る水準で推移しているという結果が見られたところでございます。

もちろん比較の対象が電力会社の中なので、あとはカルテルがなかったらもっと単価が下がっていたのではないかとこのところかと思えますけれども、少なくともカルテルを結んでいなかった電力会社に対し、カルテルを結んでいた電力会社が高いとまでは言えない、そういう結果になったということでございます。

続きまして、19スライド目は、高コストが規制料金の申請原価に織り込まれていたのではないかとこのところでございます。ここは、審査の過程におきまして、燃料費の高騰による影響を除いた改定率を確認するために、燃料費調整制度における上限がなかったと仮定した場合の料金水準の試算を行って、それで申請上の料金水準との比較を行ったところでございます。

この表を見ますと、現行の料金の1万3012円、これは標準家庭、400キロワットアワーを毎月使う家庭を想定した例でございますけれども、これがもし燃調上限がなかったら1万7481円になっていたというところでございます。

これに対して、今回の申請によって料金を計算すると1万6959円になっておりまして、改定率で見ますと、燃調上限がなかった場合の現行料金と比較すると、逆に3%の値下げになっているところでございます。もちろん、この点につきましても、カルテルがなければこれがマイナス4%、マイナス5%になっていたかもしれないという御指摘はあるかもしれませんが、そこまでの検証はなかなか困難なところでございます。

次に、ほかの電力会社、7事業者の中で比較しても、中国電力の価格は20ページのとおり高いほうから数えて5番目の水準になっているところでございます。

次に、21スライド目、高コストのまま規制料金が認可されてしまうのではないかとこのところでございます。この点につきましては21ページのとおりでございます、カルテルの影響によって中国電力の申請原価が高コストになっているのではないかとこのところにつきましては、私どももそういう疑いの目で見えて分析を行ったところでございますけれども、高圧については一部料金への直接的な影響は確認されたところでございます。

が、規制料金につきましてはそういったところを確認するに至りませんでした。

ただ、そういった疑念を克服する意味でも、高コストのまま認可されることがないよう、厳格に査定を行うことが決定的に重要だということをごさいます、ここに書かせていただいているとおり、よりコスト効率のよい事業者をベンチマークとする比較査定を行い、修繕費についてもコスト効率のよい事業者をベンチマークとした上で、さらに効率化を織り込んだ効率化係数で査定をする。燃料費についてはトップランナー査定を行うし、人件費につきましては全産業の賃金水準をメルクマールとする。そういったことで、仮に中国電力の申請原価がカルテル事案によって高くなっていることであっても、それがそのまま規制料金に反映されることを防ぎ、適正な原価水準まで査定することとしてごさいます。

そのイメージが22スライドでごさいます。燃料費につきましては、トップランナー査定により全産業の調達価格の平均値を下回る水準で査定と。購入・販売電力料についても、市場価格で料金を織り込み、相対取引については申請事業者と同等の効率化を要求と。要は、効率化係数と同じ値の効率化を求める。人件費については、これはほかの業種との比較が可能な費用項目ですので、ここは他産業との比較を通じて査定を行う。修繕費、委託費、設備投資等々につきましては、コスト効率のよい事業者をベンチマークとして深掘りをし、継続的な効率化のさらなる深掘りを求めるというところでごさいます。

引き続きまして、23ページ以降が各事業者の調達状況に係る分析でごさいます。

24スライド目以降にこちらが続きますけれども、ここは前回お示しさせていただきましたものから競争入札比率というのを加えさせていただきました。これを見ますと、競争入札比率が非常に低くなっているものもごさいますので、今後、フォローアップをしっかりとやっていく必要があると認識しておるところでごさいます。

さらに続きまして、51ページ目以降が競争入札における応札数です。前回お示しさせていただきましたものから、これも一番下の欄に入札金額総額に占める金額上位10件の割合というものを示させていただいております。

続きまして、65ページを御覧ください。調達状況については、工種ごとに経年で分析する必要があるのではないかと御指摘を踏まえまして、大規模な定期点検を行われることが多い火力・原子力に着目して、特定の点検工事などに係る調達状況の詳細を整理したものでごさいます。

対象としては、主要設備、附帯設備、さらに原子力につきましては建屋関係の設備ということをごさいます、66ページ目以降が経年分析の結果でごさいます。特命による契約となっているものにつきましては、特命となった理由と特命による調達の工夫について聴取しております。これにつきましては、向かって右側にごさいますドッチファイル、私どもが作業を行うに当たって確認させていただいた資料の一部でごさいますけれども、用意させていただいているところでごさいます。

さらに、78ページを御覧いただきたいと思います。私どもは、前回の御議論も踏まえまして、規制料金を認可した後のフォローアップの実施が非常に大切であると考えているところでございます。そして、調達に関しては、電力業界全体の競争入札率が限定的であること、まだ効率化の余地があるのではないかと、そういった御指摘がございました。さらには、今後自由化部門における電力会社間の競争の進展に伴い、新たにイノベーション等が起こり、さらにコストが圧縮される可能性もございます。

81ページの資料でございますけれども、これは電力自由化後、電気料金のコストがどう推移したかというのを示したものでございまして、ピンクが燃料、グリーンが再エネ賦課金、ブルーがそれ以外の費用でございます。燃料費、再エネ賦課金を除くと、電気料金の平均単価はどんどん下がっておりまして、これはまたカルテルの摘発、是正を受けて、今後、競争が自由化部門で進展するとすると、さらに青の部分が減っていくと考えられるところでございます。

また78ページに戻りまして、そういった点も踏まえまして、料金審査によって効率化を促すのみならず、実際に各事業者においてどのようにコスト効率化を進めていくのか、フォローアップをしていくことが重要と。それで、各事業者に、調達の改善に係る方針を策定した上で、必要に応じて国がフォローアップしていく枠組みを新たに設けることとしたい。その際は御指摘を踏まえて調達に係る有識者の知見も得たり、特定の調達案件について実証的に定量評価を行うといった工夫も検討していきたいと考えてございます。

ちなみに、現行のフォローアップを行っているのですけれども、緑色のボックスで示しているとおり、3年経過した後に実施するとか、規制部門の利益率とか事業報酬額との比較とか、自由化部門の赤字発生状況といったマクロな分析になっておりまして、費用総額の検証だけでなく、さらに詳細な検証を行うことが必要であるというところを考えてございます。

最後に、83ページ目でございますけれども、廃炉費用を料金原価に含めることは認められても、事故炉でやる福島第一原発について東電EPの原価に含めることは消費者の理解が得られないのではないかとという前回の御指摘を踏まえたものでございまして、それで福島第一原発の安定化維持に係る費用、放射線管理業務に係る費用とか、建築・機械設備の点検・保守などの費用のみが織り込まれており、廃炉等積立金を充てることを想定している事故対策費用、要は汚染水対策、燃料デブリの取り出し、廃棄物対策などに係る費用は織り込まれていないことは確認しておりまして、こうしたことは過去の査定方針の考え方とも整合的であると考えられるところでございます。

御説明は以上でございます。

○消費者庁（檜橋参事官）　ありがとうございます。

それでは、これから質疑応答、意見交換に入りたいと思います。アドバイザーの皆様、よろしくお願い申し上げます。

○後藤アドバイザー 御説明ありがとうございます。

まず、最初の大論点といいますか、論点設定に関して若干御意見といいますか、すり合わせをさせていただきます。

まず、5ページで御説明いただいている部分ですけれども、①から④まで論理のフローがございまして、まずカルテル事案によって中国エリアの競争圧力が下がる、中国電力は高コスト体質となる、それに基づいて規制料金の申請原価に高い部分が織り込まれる云々、こういう流れですけれども、恐らく私どももそうですし、消費者にとっての捉え方はちょっと違うのではないかなと思っています。

どのように違うかという、この場合は中国電力ですけれども、そもそも高コスト体質である、またはコスト管理能力が弱い、こういう事業の実態があって、したがって価格競争についていけなくなる、それでもってカルテルを結んだ、こういう流れなのではないか、これが自然に捉える流れなのではないかなと思います。カルテルによって高コスト体質が明るみになったという解釈が正しいのではないかなと思います。

したがって、競争があった場合よりも理論上高い原価を、もともと高コスト体質なわけで、それを守るためにカルテルを結んだということで、高い原価を基に料金申請がされて、その分余計に消費者の負担が増えた。これが消費者が一番気にしていることではないかなと思うわけです。

電取委さん、経産省さんの料金認可の前提となっているのが、能率的な経営がなされている限りにおいて申請料金を認可するものである、このようなことかと思えますけれども、私が御説明さしあげたような流れでいうと、能率的な経営というのがそもそも成り立っていないのではないかな、こういう疑義が生じます。これが消費者が一番気にしていることではないのではないかなと。

その否定されている能率的な経営、すなわち高コスト体質がそのまま認められる、ないしは、それを基に経産省さんの中ではややペナルティ的な扱いなのかもしれませんけれども、厳しめに査定を後からするのですよというようなことで、うまい言葉が見つからないのですけれども、帳尻を合わせようとされているというか、それで全体をバランスさせようという意図かと思えますけれども、つまるところ適正な原価水準というのは何なのでしょう。

この場合の適正というのは、市場価格が実現されたとしたら、市場の原理が十分働いていたとしたら、達成されている価格水準、原価水準というのは一体何だったのか。これが分からないまま、全体に対して何%の減額査定、厳しめの査定をしますよと言われても、いま一つ水準感、納得感が得にくいということでございます。どのようにお考えか、ぜひ聞かせていただければと思います。

○経済産業省（池田取引監視課長） どうもありがとうございます。

実は我々も、ここではこういう流れで書かせていただいておりますけれども、おっしゃるように、カルテルがまず出発点にあるのではなくて、例えば新電力が入ってきて、

さらに関西電力も入ってきて、安値競争が起きてしんどくなってきたというところがあるので、確かに出発点としては後藤先生のおっしゃるところだなと思っております。

あと、本来であれば、競争があったときの適正な原価水準はどこかにあるのだろうかと私どもも考えているところがございますけれども、それこそ完全競争価格といいますか、需要と供給がクロスする価格が幾らなのかというのは、予測を立ててたりすることは非常に難しいですし、この価格は妥当だ、みたいな計算結果が仮にはじき出されたとしても、それが適切なのかどうか。

私どもとしては、81ページのスライドで示したとおり、私どもの制度設計の専門会合のほうでもカルテル問題を今扱っているところがございますので、そこでカルテルの再発防止とか競争促進を促すことによって、今後さらにコストが圧縮されることになれば、フォローアップを通じてそれがちゃんと反映されるようにしっかりとやっていきたいと思っているところがございます。

帳尻合わせという点につきましては、そこはペナルティー的に厳しくしているというよりは、審査基準に沿った審査を私どもは行っていかなければいけないので、そこは審査基準から離れて厳しく帳尻合わせ的にやっているというよりは、審査基準を厳正に適用して隙をなくしていくというか、そういう発想でやっているところで、決してカルテルをしていたからパーセンテージがもっと上がるようにしようとか、そういうことをやっているわけではございません。

○宇田アドバイザー 今の後藤さんのポイントは実はすごく大事なポイントで、そもそも電力会社というのはコスト効率がよくないという中で競争が起きたために苦しくなり、カルテルとか情報漏えいとかいろいろなことを行ったと考えるほうが自然だと。もともと非常に効率的であって、そこに別なアクションがあって、それでカルテルをやりましたということではない。要するに、出だしが競争には耐えられない非効率な状況であった。まず、その共通認識が必要だと思うのですよね。

それはなぜなのかというと、今日ちょうど出していただいた資料で、傍証的に結構言えるところはあるのかなと思いました。例えば競争入札状況という調達状況で、今回は競争入札比率を出していただきましたけれども、各社それぞれ1桁ですね。90数パーセントは特命で行っていますということなのです。これは民間では考えられないような話で、自分の子会社でもないところに対して9割以上が特命で出していますよと。理由はいろいろおっしゃるのですけどね。

それから、もう一つ、例えば16ページのところで、中国電力のキロワットアワー当たりの費用はおおむね8社平均を下回る水準だと思っておりますが、2017年から2020年まで上昇しているのは中国電力、北海道電力もそうなのですけれども、それだけなのです。

だから、平均と比べてどうかということもそうなのだけれども、平均自体が、いつも我々が言っているように、みんなコスト効率が悪いという可能性もあるわけで、平均と比べて見ているというよりかは、むしろこの間の各社のトレンドがどうだったのかとい

うのと、もし変化がある場合にはこれがなぜなのだろうかということですよ。なぜここだけが上昇したのかということについて理由をお聞きしたいのです。皆さんは電力会社にアクセスできる立場です。

それから、その次の17ページで、中国電力だけはキロワットアワー当たりの費用が、これは販売経費みたいなものだから非常に小さな割合なのですけれども、これが低い理由は何なのか、なぜここは低いのですか。

最初、幾つかのことについては、それぞれその理由も御説明いただいたのだけれども、今のようなどころについて、全体的なコストの高止まりの理由を傍証するようなものが出てきているので、ここはもう一度確認をしたいし、皆さんも、電気新聞経由もいいけれども、直接アクセスできる電力会社さんとよく確認をされるといいのではないかと思います。

幾つかの僕の質問についてはいかがでしょうか。

○経済産業省（池田取引監視課長） どうもありがとうございます。

競争入札比率が1桁というのは低過ぎるという点につきましては、ほかの業種と比較するとそういった点が観察されるかもしれないなというところは思うところございまして、そこは今後フォローアップの中で、何でこれは特命なのだ、何で競争入札にできないのかといった点についてはしっかりと確認していきたいと思っております。

また、16ページ目の中国電力のあれですね。これは平均よりも低いかどうかではなくて、トレンド的なところも重要なのではないかとこのところにつきましては、確かに絶対的な金額の水準もさることながら、変化率も今後しっかりと見ていかなければいけないなと思うところございまして。

あと、16ページ、17ページで、それぞれこういうトレンドになっている理由は何か、あるいは低くなっている理由は何かということについては、これは正直言いますと、今の時点では分からないところございまして。

これは、例えば北海道で販売部門とか発電部門の両方が高くなっているの、これは公聴会の場でも消費者の方から、何でこんなに高いのだという質問があって、そこは電力会社も我々もなかなか答えられなかったところございまして、こういったところにつきましては、それぞれのコストの積み重ねになっていますので、すぐ答えが出てくるというものでもないのですけれども、今後もしっかりとフォローアップの中で見ていきたいと思っております。

○宇田アドバイザー 今、僕のほうで16ページの点を申し上げたのは、先ほどのようにコスト競争力がなくて、それで競争が苦しくなって、それでカルテル等々をやりましたということになると、カルテルの間にコストは上がっていますということは一体何だろうか。つまり、この部分の上昇というのは、カルテルがあったからこそこれだけのことが許されたことであって、もしかしてそこが価格競争であったとしたら、これは許されなかったかもしれない。これは仮説ですけれどもね。ポイントとしてはそういう視点に

立って検証してくことがすごく大事なのではないかなと思うのですよ。

それから、17ページのところも、販売管理費がこれだけ安いというのは、むしろカルテルをやっているからあまり営業をしないでも仕事 came ののではないかというふうなうがった見方もできるわけですね。

だから、この17ページの図を見たときに、10社平均を下回る水準で推移したので、特にコスト効率は悪くないのですよというふうに受け取るのか、あるいはこんなに販売管理費が少なくて、先ほどのように関電との競争がない中で受注をしていったわけなので、これはやはり何か別の理由があるのではないかということをお願いながらこの図を見ると、電力会社に対する質問も多分変わってくるのではないかと思うのですよ。

別にここで何かややこしいことを言うつもりはありませんけれども、スタンスとして、この図で消費者に影響はなかったのですよということをお願いしようということとはなかなか難しく、そうではなくて、怪しいところはいっぱいあるけれども、必ずしもまだ十分検証できていない、今のような理由はまだはっきり分からないというようなことの中で皆さんはどうするのかという議論をしている。このことが結構クリアになったのかなと思います。

今の点は今日いただいた資料で大分見えてきたので、そういう意味で大変感謝しているのですけれども、我々の論点がよりクリアになってきたのではないかと思います。どうもありがとうございます。

○経済産業省（新川事務局長） 宇田アドバイザー、ありがとうございます。

御指摘のように、電力会社がそもそも高コスト体質だということについて、そういう意味で自由化を始める以前から認識していて、それを何とかするために自由化もずっと続けてきて、範囲も拡大してきたということだと思っておりますので、どうやって安定供給を保ちながらコストを効率化していくのかというトライは、今回に限らずずっと続けていく必要があるのだろうと思っております。

また、個別の御質問に池田のほうから答えておりますが、私のほうから少し補足させていただくと、16ページの固定費の増減については、一つ一つは火力発電所の定期検査が入ったり、原子力発電所の検査や工事が入ったというので上がったり下がったりしております。全体の水準として見て、やはり差があるということも事実ということでございまして、一個一個の上がり下がりというのは定期検査があるかないかというのが非常に効いていると認識をしております。

販売のほうは、私も手元にデータを持っているわけではないので御回答できませんが、16ページのほうはそういった状況でございます。

○経済産業省（吉瀬電力産業・市場室長） 1点だけ補足をさせていただきたいと思いません。

アドバイザーから御指摘ありました、電力会社の競争というものがどういうものになっているかということです。もちろん皆様御存じだと思うのですけれども、まさに消費

者の方に誤解を招かないようにと思いますが、大手電力のようにフルセットで設備を持って経営をされている新規参入者はほとんどいないという状況でございまして、一方で卸電力取引所のスポット市場から調達をして販売をしているという形で経営をされている競争相手がほとんどとなります。

この場合に、長らくスポット市場の価格は需要を下回るような非常に安い水準でございましたので、そのスポット市場価格プラス販売コストというものが乗っかって、利益を乗せて競争をしていたということが長らくの状況ということがまず大前提だと思えます。その上で、そのような調達構造であったがゆえに、直近のスポット市場の高騰に伴って調達コストを抑え切れずに撤退をされる新電力がかなりの数出てきているということでもございます。

要は、電力会社における競争というものが、先ほど完全競争価格が分からないという話が池田課長からございましたけれども、競争に耐えられないといったときの競争相手の姿は、いわゆる大手電力とはコスト構造の違う相手と競争していて、その結果、これは会社ごとに違うのですけれども、81ページにあるように、燃料費とFIT賦課金以外の要素のコストを下げることによって競争に耐えられるような形に、電力会社総体としては変化を続けてきているという状況だと認識しております。

○石橋アドバイザー 石橋でございます。

今日、これまでの議論の中で明らかになってきたのは大変いいことだと思います。

まず、電力・ガス取引監視等委員会の皆様から、5ページにありますとおり、高コストのまま認可されることがないよう、厳格に査定を行うことが決定的に重要であるというお言葉を繰り返しいただきました。まさに電気事業法の法の精神を体を張って全うされようとしていることに対して厚く感謝を申し上げて、深い敬意を申し上げたいと思うところでございます。

そういうところから考えて、こちらのこれまでの議論で明らかになりましたとおりですけれども、私どもアドバイザーから申し上げていること、一般消費者の感覚として考えていることは、「本日御説明させていただく事項」の2ページの冒頭に、我々から前回の会合の際に申し上げた点が、カルテル事案が料金に与えている影響についてさらに検証するという、カルテル事案について限定されたものではなくて、そもそもの電力会社さんにおけるコスト構造はどういうものなのかということを出発点として御検討ください、それを知りたいのですというのが消費者の心ではないかということをお伝えしたということがありますので、そこは深く御理解いただいたのだということを改めて確認させていただきました。

その上で、先ほどお話がありましたとおり、78ページ以降にあります、今後のフォローアップにおきましても、審査基準の見直しから取りかかれるという強い決意表明をいただいたということを深く感謝したいと思います。その上で、「しっかり」という言葉は最近使い古されていて手あかがついていきますので、これを使われるとうさんくさい

という感覚になっていきますので、避けていただいたほうがいいのかと思うのですけれども、その上でもう一つ御質問です。

フォローアップ体制は、電取委さんはフォワードルッキングであるという言葉が前回あったのですけれども、このフォローアップを今やるということをお願いできればと思います。

なぜかという、今後フォローアップをするにおいても、私どもが申し上げる発射台は、現時点どういう状態なのかということを確認することが非常に大切だと思いますので、それをすることによって今のコスト構造、コスト体質というものがどういうものになっているのかということをはっきりとすることが非常に大切なのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○高橋アドバイザー 法政大学の高橋でございます。

前回、5月2日は出席できずに失礼いたしました。初めての発言ということになりますので大きな質問をさせていただきたいのですが、先ほど後藤さんのほうからも御指摘があった「能率的な経営」という言葉の意味です。電気事業法上の条文に書いてあり、能率的な経営であれば料金を認めないといけないということですので、非常に重要な言葉だと思っています。

前回の議論も録画を拝見しましたが、燃料費であるとか販売管理費とか、そういう個別の原価などの数値を見て御判断をされているような印象を受けるわけですが、そもそも能率的な経営とはどういうものなのかは、非常に重要なポイントだと思っています。

先ほどの後藤さんの御指摘は、そもそも高コストですよ、高コストだからカルテルをしたのではないですかということでした。もともと高コストであるということは、能率的な経営ということに対して疑義が生じるという御指摘でした。

もちろん私もこれに同意するところですが、私からお聞きしたいのは、今般、カルテル、情報漏えいと様々な不正行為が起きているわけで、これと能率的な経営との関係がどうなっているのか、です。

消費者の率直な感覚からすると、カルテルを行っている、情報漏えいを行って新電力の顧客情報を閲覧していたということで、両方とも不公正な競争であった、競争的な環境ではなかった、競争をちゃんとしてなかったということです。これが「能率的な経営」という電気事業法上の言葉とどういう関係にあるのかということについて御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○経済産業省（池田取引監視課長） ありがとうございます。

1点目の石橋先生からの御指摘でございますけれども、この問題はカルテル事案に限定されたものではなく、コスト構造全体の問題であって、フォローアップについても今やるということをお願いしたいということでしたけれども、まさに私どももそう

考えているところでございます。

要は、フォローアップというのは、いついつフォローアップの会合をやりますと言ってその場ですぐできるものではなくて、どういった点を確認していくかとか、そういったところをしっかりと検討していく必要があるものですので、そういう意味でこの問題についてはすぐやっていきたいと考えているところでございます。

あと、能率的な経営のところをお願いします。

- 経済産業省（東取引制度企画室長） 高橋アドバイザーからの御質問の能率的な経営という点ですけれども、もともとこれは古くからある条文でして、昔の条文解説のようなものが手元にあるのですが、これは経営効率化努力を怠ることがないように、適切な効率化努力を行う経営を前提として料金算定を行う趣旨を明確にしたものであるということでもあります。

例えば、昔ですとヤードスティックといったような比較査定というものがあるのですが、能率的な経営の下における適正な原価になっているのかという意味で、あくまで原価が適正かというところを、能率的な経営をすればこういう原価になるということでコストカットしていく。まさに査定をしている根拠は何なのだということがここにあります。そういう意味で、能率的な経営を認可条件としているわけではなくて、あくまで条文は能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要件となってございます。

- 高橋アドバイザー だから、原価という数字だけを見ればいいというふうに聞こえるのです。能率的な経営であればそういう原価になるはずだと言いたいのですが、先ほどから疑問点をこちら側から提示しているとおりに、カルテルを行っている時点で、当然高い価格を顧客側に提示をしているのですから、これは当然適正な原価ではないと普通考えられます。

情報漏えい、不正閲覧については、むしろ価格以外の不適切な手段で新電力との関係で顧客を獲得する、あるいは維持をしたということが明らかになっているわけですから、そういうものから導き出された原価は、常識的に考えれば適切なものではないわけです。けれども、それは違うのだ、あくまで数値を我々は確認をして、それは適正なのだとお考えだということなのではないでしょうか。

- 経済産業省（東取引制度企画室長） 今映っているスライドですね。まさに御疑問の点、カルテルみたいなことをやって不適切な事案を起こす会社は能率的に経営ができていないのではないかとということから始まって、それが原価に影響を及ぼさないように査定を行うというのが、先ほど申し上げた、能率的な経営の下における適正な原価を担保する上で重要だという考え方で査定を行ったということでございます。先ほどおっしゃった、カルテルなんてやっている会社は必ず原価が高いに違いない、本当にそうならないかということをチェックしながら、最終的にそうならないようにしっかり審査をやっているということをおっしゃっているものでございます。

- 高橋アドバイザー 言葉尻を捉えるようですみません。今の言葉を言い換えると、カルテルはしたけれども、別に電気料金が不当に上がった、高コストになったりしたわけではないと確認したとおっしゃりたいわけでしょうか。
- 経済産業省（東取引制度企画室長） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、その影響がないようにしっかり厳格に査定を行ったということでございます。
- 高橋アドバイザー 水かけ論になっているので、この辺でやめますけれども、その認識が、消費者庁側の立場と査定をされている電取委さん側の立場の大きな違いだと改めて認識をいたしました。ありがとうございました。
- 消費者庁（檜橋参事官） 大島アドバイザーからお願いいたします。
- 大島アドバイザー ありがとうございます。

大きな話は、私はほかの消費者庁側の委員の先生方とほぼ同じなので発言はしなかったのですが、前回、御質問させていただいた東電EPの原発関連費用についてお答えいただいたので、改めて御質問とコメントをさせていただきます。

実は、原発関連費用について2つ申し上げていました。1つは、福島第一原発事故の費用で、2つ目は、こっちが実は問題だったのですが、原発の高い電気を購入している問題です。その中で、福島第一原発事故の廃炉費用が入っているのだという話でしたので、ああそうなのだとということで、原発事故費用についての質問を重ねて2つ目にしていたという話になります。

まず、高い原発電気の購入問題についてですが、前回の会議で、東京電力ホールディングスの契約に基づく価格については、契約だから査定の対象にはならないのだとおっしゃっていたかと思います。でも、よく考えてみると、単価41.7円であっても、これは合理的だ、高くてもいいのだと判断したということで理解してよろしいでしょうか。これはあくまで消費者目線からの御質問です。能率的な経営の下で適切な原価になっているかどうかというのは、今の高橋さんの質問に対するお答えでしたが、これは能率的な経営なのかというのは消費者目線からするといささか疑問です。

次に御提案というか、こんなことになるかどうなるのかという話をさせていただきますと、原発電気による購入値上げ分は消費者の目線からすれば、本来料金原価に含めるべきではないのではないかと趣旨になります。つまり、高い原発の電気を買いたいのなら、企業努力でやればいいだけの話であって、規制料金に入れていいのかという話ですね。自由料金の部分はそうしているはずですが。

前回の資料の電力市場の調達価格がどこかにあったと思うのですが、東電は21.88円だったかと思いますが、市場価格が20.97円です。これからすると倍近いお金を払って原発電気を買っているんですね。20円近く違うということです。

これは、幾らぐらいのインパクトが電気料金が増えてあるのかを考えると、ざくっと計算すると、追加分ですよ、高い分ですね、市場価格との差額だけで、原発電気の購入電力量、119億キロワットアワーを掛けると2467億円ぐらいなのですね。東電の供給力は

2324億キロワットアワーなので、大体1円超えるのですね、1.06円ぐらいになります。

これを平均モデルとしている東電の月当たり260キロワットアワーとすると、月当たり276円ぐらいの原発電気の購入だけに当てるだけの追加分に対する払いということになってしまいます。年間にすると3,300円ぐらいになります。

これは簡単に言うと、高い価格での全量買取制度を原発についてだけ東電が勝手にやっていますという話になるわけで、これは消費者目線で見るととても問題ではないかと思う人がいると思います。これが、本当は市場価格との差額についても料金原価に含めるべきなのかどうか。追加的な部分ですね。これについては改めて考えていただいたほうがいいのではないかと思います。これ1点目。

2つ目ですけれども、事故費用の安定化費用、これも私は2012年の改定についても存じ上げておまして、おっしゃるとおりなのです。2012年は過去の査定です。その後、経産省さんなので、つくられているところなので御存じだと思うのですが、2016年12月に東電改革提言が出て、2017年2月には電力システム改革貫徹のための政策小委員会の報告書が出されました。それに基づくと、福島第一原発事故費用は東電が払うのだと書いてあるのです。安定化費用の言及はここにはないのです。

なので、東電エリアの消費者は、原発事故費用の廃炉費用部分を、託送の合理化分も一部払っているという形になっていますけれども、規制料金の原価でここを払うというのはおかしいのではないかと思います。

今回の資料の84ページの(5)のところで、「安定状態維持に係る費用を料金原価に含めることは、通常の原子力発電所においても、発電所の停止後から廃炉開始までの間の安定状態維持に要する経常費用が電気料金原価に含まれることとも整合的である」と書いてありますけれども、東電はもう既に廃炉プロセスに入っていると私は認識していますので、こうはならないのではないかと思います。廃炉に入ってしまったのであれば、そのときの安定化費用というのは規制料金の原価には含めないわけです。だから、ここはいいのだよという理屈にはならないと思います。

以上です。2つ申し上げました。

○宇田アドバイザー 今の点は後で御返事をしていただきたいのですが、その前に先ほどの続きのところをもう1回確認をしておきたいのですが、影響がないようにやりますよということの前提として、影響そのものはよく分からない、あるかないか分からない、程度も分からない、しかしながら、それがないようにやりますというのが、気合いは分かるけれども、論理的にはほとんど意味不明というか、分かりにくい。

先ほどからのように、もともとの高コストのところに関しては、皆さん共通理解だと思うけれども、そこから苦しい中でカルテル等々をやって、本来もう少し効率化できる余地があったにもかかわらず、17年から18年の段階で競争が起きたときに、価格が下がり、場合によっては高止まりしていたコストが一段下がる確率はあったにもかかわらず、その機会を逸してしまったということについて、その影響がどのぐらいかという

のは分からない、あるかないかも分からない、だけれども影響がないように査定をしますということはなかなか理解しにくいなということです。

多分こういうことではないですかというのは何度もいろいろ申し上げたのですけれども、最終的にはよく分からないということであるとすると、分からないというのが結論なのですか。ここは明確にしておいたほうがいいと思います。分からないけれども、影響がないようにしますと。それから、能率的経営かどうかは判断できないけれども、原価には反映しないようにやりますというところがすごくジャンプしているので、そのところはジャンプをするのは分からないからしょうがないのだと僕は理解したのですけれども、そういうことでよいのかどうかということは一点確認だけさせておいていただいて、その後、大島さんのことの回答をいただいたらと思います。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） ありがとうございます。

まず、分からないのかどうかという点については、前回の御指摘を踏まえてマイクロで分析をした結果、高圧の高負荷率の案件については直接的な影響が確認できたのですけれども、規制部分については影響があったのか、あるいはどれぐらいの影響だったのかというところは、正直言って、そこは調べようがなかったというか、言ってみれば、さっきの後藤先生の御質問の際に回答したように、競争があった場合の価格が幾らなのかというところは、シミュレーションをするにしても、確たる金額というのは、それが正しいかどうかというのも検証のしようがないところでございます。

もう一個のジャンプするという点についてですけれども、一つ言えるのは、電力会社全体はあまり競争が活発ではないから、上位といえども平均と比較することはあまり意味がないのではないかとすることは非常によく分かるのですけれども、電力会社の上位平均と比較をするということは、逆に言うと、カルテルとか不正閲覧をして、結果、非効率的になっている事業者の値は幾分排除でできるのかなと。さらにそこから4.2%の効率化を求めるところで、その影響を排除できているという見方ができるのかなと思うところでございます。

なかなか答えにくいあれでございまして、うまく説明ができなくて恐縮でございまして。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 少し補足をさせていただきます。

能率的な経営のところございますけれども、基本的には審査基準というのを決めていて、その審査基準を満たしていれば能率的な経営がなされると。だからこそ審査基準をつくっているという状態であると認識をしております。

ただ、審査基準も微に入り細に入りどこまで書いてあるのかということがあるので、我々としては料金制度専門会合という審議会のほうで、我々として気づいた論点について個別に議論をして、どう解釈するのか、どこをどう査定するのかということについて御議論させていただいたものということでございます。

一般的な意味で完璧な能率的な経営かと言われると、そこに開きがあるということに

についてはそうかもしれませんが、料金の認可という意味での法律行為としては、基準があつて、それを満たしたかどうかの判断ということでございます。

- 宇田アドバイザー 別に完璧ということではなくて、調達のところを見ていただいても分かるように、これは民間企業からは相当乖離しているということではないかということと、それから、ここで新電力との間の競争ということ以外に、既存の電力会社間の競争が起きてしまったということに関してのインパクトが実はすごく大きかったのではないかと推定されますよね。だから、先ほど市場室長さんがおっしゃった、新電力との間の競争ということ以外に、2017年から2018年の関電との間の競争のインパクトが相当あったのではないかと。

そうすると、これは公共入札案件以外に大口とかそっち側でどのぐらいのインパクトがあつたのか。既存あるいは大口のお客さんにおいて、108件は公共だけなので、どういう価格差が生まれてきたのか。例えば30社サンプルにしてみましたということになると、そこには一定量の差があつたのではないかと。それまで、その会社がその域内で中国電力から買っていたものと、関西電力から買った価格差というものがあつたのではないかと推定をするわけですよ。それが、公取さんとかがどう調べていらっしゃるか分からないけれども、皆さんは電力会社あるいはそれのお客さんにヒアリングできる立場だと思いますので、その辺りがどうだったのかなと。

もう一つは、そういう状態の中で、ここ10年ぐらい中国電力において、先ほどあるように適切な経営努力をしてきたのかと。つまり、徐々に増えてきたところというのは、点検があれば山谷はあるのだけれども、ここの部分の3年間ぐらいは徐々に増えている理由も知りたいところなので、そういう意味で、これが適正な経営努力だったのか、それによって原価が適正であると判断したのか、その辺りをしっかりと御確認いただくのがいいのではないかと思います。

電気新聞とか、公共料金のデータとか、世の中の人だとそういうものしかアクセスできないのだけれども、皆さんは直接電力会社とかそういうところと、毎回の会合も必ず電力会社が出てきていろいろ発言されるような状況なので、アクセスが相当あると思いますので、その辺りを我々としては期待をしている。

だから、その部分はあるのだけれども、影響はこのぐらいの程度だと思うので、それ以上の数字で今回は対応しましたとか、そういうことがないと、はいそうですかという感じにはなかなかかなりにくいのですね。

我々も別に文句をつけようと思って言っているわけではなくて、こういうところをはっきりさせていくことが今後の電力料金の透明性とか健全な競争につながるというかなということでも申し上げているのであって、そのところを可能であつたらそういう対応をしていただきたいというところですよ。

- 経済産業省（新川事務局長） 御指摘ありがとうございます。

我々も、旧一般電気事業者と新電力の間の競争ももちろん重要ではありますが、

旧一般電気事業者同士の競争がきちんと行われることが物凄く重要であると思っております。域外に出ると旧一般電気事業者も新電力扱いではありますが、それもちょうんと分けて統計を取って動向を調べようとしているというのがまさにそういうことだと思います。そこがきちんと行われるために、域外への電源の調達の難しさということも含めて、内外無差別の取組であるとか、もちろんJEPXを活性化させる、相対契約を活性化させる、そういうことを今取り組んでいるところでございまして、その重要性は十分に認識しております。だからこそ、今回のカルテル事案に関して極めて遺憾と我々自身も思っているということでございまして、旧一般電気事業者同士の競争圧力がきちんと働くことが重要であると思っております。

あと、先ほど御質問の中国電力の原価算定平均以下がここ3年ぐらい増えているというのは、先ほども申し上げましたが、修繕費の動向として、原子力発電所の再稼働に向けた検査、それから、2020年度に新規運転となった石炭火力発電所の定期検査費用が増加をしているというのが大きく反映されていると認識をしております。

それから、今回の調査につきましては、先週の火曜の夕方から行わせていただいたものということで、どうしてもゴールデンウィークの間の時間的制約、我々にとってはともかくとしても、御協力いただける資源も限られている中でこういった分析をさせていただきましたけれども、調べさせていただいたのは御指摘のとおり公共入札のみということでございます。

公共入札は負荷率と落札価格がきちんと公開されているという意味で、データとしてまとめやすいといったところがありますので、そういった影響について分析をさせていただきましたものでございます。

9ページのところにあるように、今回マクロで見たので2019年がちょっと高いというのは分かるわけですが、9ページの個別の公共入札案件の落札状況というのを一個一個の数字だけを見てもなかなか分かりづらいものだと思います。負荷率等を並べて、12ページのように分析して初めて、なるほど負荷率と比べて一般的に高い傾向に19年はなっていたのだなということが理解できたということでございます。

公正取引委員会がどのように分析しているかは、我々は承知してございませんが、今の御質問に対するお答えは以上でございます。

○宇田アドバイザー どうもありがとうございます。

公共入札以外のデータポイントを取るということは不可能なのですか。あるいは、公共入札が全体のこの領域に占めるこのときの割合は大体どのぐらいのインパクトの話をされているのでしょうか。

○経済産業省（池田取引監視課長） 全体のデータを集めるというのは大変な作業を伴うもので、料金審査の話と離れるのですけれども、私どもは「小売市場重点モニタリング」と称しまして、旧一電がコスト割れ販売を行って新電力を市場から排除しているのではないかといった問題意識から、公共入札と情報提供があった件についていろいろ調査を

しているのですけれども、そこで、とある電力会社で1件コスト割れの落札が確認されたことがありました。

それで、ほかの公共入札以外の案件は大丈夫かということで、全部網羅的に情報を集めることにしたのですけれども、そのときの公共入札のモニタリング対象件数がたしか数百件ぐらいだったのに対して、全案件を調べたら1年間だけで6万7000件ありまして、エクセルを開くにもフリーズをするみたいな形になりました。

そういう点で言うと、公共入札は極めて部分的なものにはなってしまうので、全体を見ないとちゃんと押さえたことにならないのではないかとということがある一方、権限上は報告徴収という権限がありますので、各電力会社に対してこういうデータを出しなさいと命令をかけることはできるのですけれども、実際にそれをどうやっていくのかというフィジビリティという面では工夫する必要があるかなと思うところです。

○宇田アドバイザー 公取が認定した関電と中国電力のカルテルをやっている市場というのは、あれはどこが認定されていたのですか。公共調達が主だったのですか。

○経済産業省（池田取引監視課長） 中国電力と関西電力のカルテルについては、公共入札だけでなく、全特高・高圧の大口が対象です。

他方、今回、認可申請にはかかっていませんけれども、九州電力と関西電力の間については公共入札だけが対象という形になっています。

○宇田アドバイザー 全部を網羅的にということでは申し上げているわけではないのですけれども、少なくとも2017年から2018年の間の動きについてはよく見る意味はあるのではないかとということと、キロワットアワーで見した場合の全体のマグニチュードというか大きさの大きいところの範囲で見ていくというのも一つなので、何が何でも全件を全部チェックしましょうと言っているわけではない。

そういう意味では、公共がどのぐらいの全体の中のボリュームで、その中で幾つかの対象となるような例を、幾つかのサンプルだけでも、あまり少なくともしようがないと思うのですが、ちょうど2017年、2018年、このところの動きでどのぐらいの価格インパクトがあったのか。公取は全部押さえていると思うのですよね。それは全部やっていると思うのです。そこは我々も分からないところなので、皆さんは実際に電力会社とかに調べる権利を持たれているので、そのところは分かればぜひそのインパクトを見せていただきたい。

それがあったとして、それに対応するような効率化というのは2017年以降でもう3年ぐらいかければ、本来だったら、1年でやるのは難しいかもしれないけれども、一定量はできたかもしれないという推定ができるのですね。本当にできたかどうか分からないけれども、やればできたかもしれない。そうなってくると、発射台が今とは多分違う姿になっているのではないかと。これはいつも私が申し上げているとおりです。その部分は、今日のこの資料を見てもまだ解明されていないのかなと思います。

○仲田アドバイザー 一つ補足です。

今の点に関して、81ページのグラフですけれども、このグラフは自由化後、FITの賦課金と燃料費以外の要素を除くと40%コストダウンされている。なるほど、そうだ。だけれども、2011年以降、今日2020年までの10年間を見ると上がっているのですね。

これはキロワット当たり1円くらいなのです。1円ということは、今、燃料費上昇に伴って上げてほしいというのは平均すると1円くらいですかね。それに相当するようなコストが上昇しているのです。果たしてこの間にどんな効率化をしてきたのか、我々消費者サイドとして知りたいということだと思っております。

この点についてコメントがありましたらお伺いしたいのです。

○経済産業省（池田取引監視課長） ありがとうございます。

料金審査において、各事業者がどれだけコスト削減に取り組んでいるのかというところについては、先ほどもお示ししたのですけれども、燃調上限がなかった場合の料金と比較してどれぐらいの変化になっているのか。今回、電力会社は燃料費高騰を理由として値上げの申請を行ってきているわけですけれども、燃調上限がなかったとした場合の現行料金と比較すれば、燃料費以外の真水の部分といいますか、コストがどう変わったのか、あるいは変わっていないのかというところは分析できるところでございまして、いずれにしても中国の分はマイナス3%というところを出ているので、それが意味する燃料費以外のコストの変化と。

査定方針の16ページに、燃調上限がなかった場合の料金水準を示させていただいています。資料投影ができないようなのでお手元に資料がない方は恐縮ですけれども、これを見ると、北海道が11%の値上げ、東北が1%の引下げ等々、そういった数字になります。ただ、それは先ほど宇田先生や後藤先生がおっしゃったように、ここで仮にマイナス、つまり値下がりという結果が出たとしても、もっと下がっていったかもしれないというところも当然排除できないというところは私どもも認識しているところでございます。

○消費者庁（檜橋参事官） 高橋さんからよろしいでしょうか。

○高橋アドバイザー 高橋でございます。

カルテルの影響は規制料金に対してはなかったというデータをたくさん出していただきましたので、それについてコメントをさせていただきます。

特に、資料の7ページ、8ページのところについてです。公共入札案件の落札件数を見ていただきました。2018年、2019年を見ると、関西電力の件数が圧倒的に減っていて、ここはまさにカルテルそのものだということを、先ほど御説明いただきました。一方で、中国電力の割合が一方向的に増えたのではなくて、新電力の割合がむしろ増えているのではないかと。2019年のあたりですね。ですから、この資料にまさに書いてありますけれども、中国エリアにおいて競争圧力が下がったとは必ずしも言えないという御判断をされています。しかし、これこそ典型的なカルテルなのではないかと私は思うわけです。

どうして中国電力と関西電力だけでカルテルを結んだのか。カルテルというのは価格

を高くするわけですから、新電力を利することが分かっていたはずですが、にもかかわらず、どうして大手電力2社でカルテルを結んだかという、それは圧倒的に怖い競争相手が中国電力から見ると関西電力だったからにはほかならないわけです。新電力は規模も小さいですし、先ほど御発言もありましたが、発電所も大して持っていないということですから、圧倒的に強いのは関西電力であって、関西電力との間でカルテルを結ぶことが極めて自社の利益が大きい、メリットが大きいと恐らく中国電力は判断をしたから、関西電力とカルテルを結んだと考えられます。

その結果、2019年、2020年と、確かに新電力の割合は件数ベースで上がっているわけですが、だから競争圧力があつたというのはなかなか理解しづらい指摘です。その証拠に、2021、2022年と完全に中国電力は取り返している。

先ほど、これは燃料費の高騰のせいだという御説明がありましたが、燃料費が上昇したのは2021年11月ぐらいからです。そう考えると、もうその前の段階でかなり中国電力が、2020年と2021年を比べると取り返していることが読み取れます。その上で、2022年の異常な価格高騰ということになりますので、そこは憶測の域を超えませんが、中国電力は計画どおり最も怖い競争相手を排除した上で、相対的に戦いやすい新電力からシェアを取り戻したと考えられます。

市場支配力が圧倒的にある企業の行動パターンとしては、典型的な動きではないかと考えられます。これをもって新電力との間で競争が代わりに起きたから競争圧力は下がったわけではないのだというのは、かなり無理のある説明でしょうし、そうすると何のためにカルテルをやったのだというそもそもの疑問にも立ち返ります。

もちろん今の説明は憶測の域を超えていないわけですが、お示しになったデータを見ただけでもそういう有力な仮説が出てくるわけです。そこは結果としての数字だけを見て影響がないと言うのではなくて、もっと中に入り込んで、実際にどこまでやって、どういう意図で、どういう結果が出たのかを調べていただきたいというのが、前回から申し上げているこちら側からのお願いです。

したがって、このデータからはとても競争圧力が下がったわけではないという結論には至らないと、指摘をさせていただければと思います。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） どうもありがとうございました。

御指摘の点もごもっともでございます。あと、高橋先生がおっしゃったこと以外にも、まさに中国エリアにおける関西電力のシェアがきれいにゼロになったということ自体がカルテルの実効性があつたという証拠でもあります。また、件数が多くても、小さい案件が増えているだけであつたら、競争圧力とは言えないのではないかと御指摘もごもっともかと思えます。

ただ、これはキロワットベースとかキロワットアワーベース、あるいは契約金額ベースでシェアが取れば、もっと違う見え方をしていたところだとは思いますが、

ここもキロワットとかキロワットアワーとか契約金額までは分からなかったのも、契約件数ベースのシェアでしか見ることができなかったところでございます。

ここで書かせていただいたのも、言い訳になってしまいますけれども、競争圧力が下がったとは必ずしも言えないということであって、このグラフをもってして競争圧力が十分働いていたということを使うつもりはさらさらございませんで、そこは今後のフォローアップ等々できちんと見ていくようにしたいと考えているところでございます。

○消費者庁（檜橋参事官） 先ほどの大島アドバイザーの質問にお答えいただいてもよろしいですか。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 1点だけ、先ほどの原価の適正性というところで補足させていただきますと、御指摘を踏まえて改めて考えさせていただいたのですが、比較査定を行っている意味ということなのですけれども、一つは、不適切事案があった事業者だけの絶対的な基準で判断をしない。していない事業者とも比較して原価の適正性を見ていくということがあるのかなと思いました。

もう一点は、完全競争価格みたいなものがあつたとして、本当にそれに合っているのかということに関連してですけれども、もともと独占時代の料金を見るときに、ヤードスティックという比較査定というのが導入されまして、この頃はまさに地域独占なので、なかなかコストの適正性というのが難しい、あるいは競争が働かない中で間接的に効率化競争を促すために、直接まさに財のところでは競争が起きるわけではないのだけれども、コスト比較をして査定することによって間接的に効率化競争を促すのだという趣旨でもともと入っていました。

先ほどの御指摘に戻ると、そういう意味でも、審査の中で積み上げてきた知恵として、そうやって比較査定をすることによって、それこそ直接的な競争がなかったとしても、ある種の間接的な競争がある場合の価格として査定を行うということで、一個一個を見たときに、これが本当に絶対値としてそうなのかということも100%一個一個見ているのがなかなか現実的には難しいと思う中で、合理的に適正性を確保していく上でそういう審査が行われてきたということをお理解いただけるかと。不適切事案の影響をそういう意味で排除したいということ。

競争があつた、なかつたということと言うと、直接的に仮に競争が起きていない、不十分だとしても、そのコストを比較することである種の間接的な競争もあるのだということがあるのではないかと思ったということでございます。

その上で、福島原子力関連で2点御指摘があつたということでもして、大変失礼いたしました。

まず1点目のほうにつきましては、前回御説明したと重複してしまうかもしれませんが、今回の査定方針において大きな考え方として過去の査定方針を踏襲してということなのですけれども、仮に不稼働の原子力発電所からの契約があつた場合にも、契約書を確認した上で、最後までコストを負担することになっている、あるいはそれとセッ

トでずっと受電し続けることになっているといった契約の場合には、共同開発であると認められて、その場合には維持管理費用とか将来の稼働に向けた投資費用も自社電源同様に負担する義務があると考えられるので、原価に算入することを認めることが適当であるというのがまず大きな考え方でございます。もちろんその上でカットできるコストはしっかりカットしていくということですが、そうした固定費として生じてくる部分については認められ得るといえるのが大きな考え方でございます。

その意味で、御指摘の東京電力に関して単純に乗っかってくる固定費をアワーで割ると単価が高くなるという御指摘は、そういう計算をすればそういうことになると思うのですが、分解していくと、動かないもので固定費がどうしても出てきてしまうものが幾つかあるのと、動く部分に関しては、動くことによってむしろ収支は改善する方向に働いている。こういう構造になってございます。

その上で、それが能率的な経営なのかという御指摘につきましては、もともと超長期の契約が既に結ばれている中で、経営努力でそのコストをカットしていく、丸ごと落とすことができるかという点、そこはなかなか難しいと考えております。そういう意味で、可能な限り効率化努力は求めます、固定費の中でも不要なものはカットしてもらい、効率化係数は求めるといった査定を行った上で、丸ごと削減というところまでは求めていないというのが考え方でございます。

2点目の福島第一原子力発電所のほうにつきましては、ここも基本的には同じ考え方になるのですが、今回御説明している安定化維持に係る費用ということで、例えば建設・機械設備の点検・補修費用といったものは、例えば非常用電源といった設備があって、こういったものの点検・保守とか、こういったものはフローでまさに経常的に発生してくる費用でありまして、ここについては電気事業者として必ず安定化維持を図っていかないといけないという中で、電気事業に必要な費用として合理的に認められ得るものだろうと考えております。それは過去の査定方針においても、そもそも安定状態維持というのが事業者の責務であるというところ、それから、ワンショットの事故そのものの復旧費用は経費としても特損として処理されるものである一方で、電気事業を継続する上で経常的に必要となる費用については原価に認められるという大きな考え方と整合的だと考えてございます。

以上でございます。

○石橋アドバイザー 今回の点なのではございますが、安定化維持費用の安定化というのはどういう状態を指すのかよく分からなかったのですが、頂戴した資料の84ページ、過去の査定方針の(4)の1行目の後段に書いてあります「事故という非能率的な状態から安定状態に移行させるための臨時的なもの」というのは査定対象であるという趣旨だと読みました。

そうすると、今、原子力災害対策特別措置法に基づく通報がまだ維持されているという状態の中では、事故という非能率的な状態のただ中にあるのではないかと理解してい

ますので、もしそういう状態がない状態、解除された状態での費用は、消費者の期待の範囲内であると思いますけれども、今例外状態である中でのその範囲を超えたものは、事故という非能率的な状態の中にある費用なのではないかと思います。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 同じような説明の繰り返しになってしまうかもしれませんが、事故が起きて、そこから状態を復旧させるために必要なもの、ここの例で書いているもので言いますと、使用済み燃料プールからの燃料の取り出し、あるいはデブリの取り出し、それから廃炉に伴って出てくる廃棄物の処理でしたり、状態を戻していくために必要になる費用は認めない。これは法律に基づく積立金を充てることとしておりまして、基本的にそこに関しては申請原価に織り込まないという考え方ですが、ここに書いているように、現状、今、一旦安定化している状態を維持している費用、ここで言いますと放射線の計測とか、建物そのものの点検・保守とか、先ほど申し上げたような非常用電源の点検・保守というのは、サイトがある以上、そこでフローとして発生してくる費用であって、それは別に現状復旧のためというよりは、まさに現状維持のためにかかっている費用ですので、そこについては織り込まれているということでございます。

○大島オブザーバー もしかすると同じ御説明になるかもしれないのですが、原発事故の話をお願いしますけれども、（５）で、「安定状態維持に係る費用を料金原価に含めることは、通常の原子力発電所においても、発電所の停止後から廃炉開始まで」、要するに廃炉開始までの間なのです。だから、廃炉されている場合は、当たり前ですが、安定させるためにいろいろなことを廃炉過程においていろいろなことをしているわけですね。廃炉に入ってしまったら、安定維持であろうが、なかろうが、その費用はもう廃炉費用に入るのです。そういうふうに資料の84ページの（５）のところに書いてあるのです。今回の福島原発事故のやつも廃炉に入っていますよね。2012年の改定と違うわけですよ。もう20年以上前ですからね。そこが一つ問題になっているのを御指摘したのです。

あと、先ほども申しましたように、査定の在り方が東電改革提言とか電力システム改革を貫徹するための政策小委員会ではもうクリアに、廃炉費用はもう東電に持ってもらおう、だからこういう制度をつくるのだという整理をされているわけです。

そのときに、電気料金についての詳しい査定の在り方は書いていないのですが、先ほど申しました廃炉までの期間の話はいいとしても、今回は廃炉に入っているのだから違うでしょうという話とともに、プラスアルファ、こういう整理もあるので、安定化費用は当然ながら規制料金の料金原価に入れるものではないではないかという御指摘をさせていただきました。

あと、改めて第1点目の論点、非常に高い原発の電気を買う続けることが料金の追加的な負担になっていることはもうやむなしということで、コストカットはするけれども、経営努力で丸ごとカットできない部分については難しいということで、追加的な負担を

求めるのだ、料金原価に入れるのだということですね。自由化料金のほうは、経営努力をしているわけで勝手に吸収しているはずなのですけれども、規制料金のほうはもうこれはいいという理解でいいでしょうか。

消費者目線とすると、非常に高い電気をわざわざ買っているということになりはしないかというのが先ほどの御指摘でした。説明は説明として理解はできましたが、消費者としてはちょっとどうなのかなという考えを持ちました。

以上です。

- 石橋アドバイザー 1点私から、先ほど御質問を出したのですけれども、査定方針の中に書いてある安定状態維持に係る費用と、83ページの青いところに書いてある安定化維持に係る費用とは違うというふうに認識しました。

「安定化」の「化」という字が入っているほうの費用と、安定状態維持に係る費用は、それぞれどういう項目が入っているのかということ、別途の段階で結構ですので教えていただけたら幸いです。

- 宇田アドバイザー 繰り返しになりますが今日の幾つかポイントはもう皆さんお聞きになっているとおりののですけれども、もともと非効率であって、そこからスタートして、それを維持するためのカルテルが結ばれたということですね。その間、適切な経営努力がされたということは必ずしも示されていない中で、これは能率的経営なのかということについて大きな疑問があるというところは、依然、当初の我々の疑問は解かれていないと思います。

それから、データが今入手できるものでいろいろ努力されたのは十分分かるのですけれども、本質は今すぐに手に入らないかもしれないデータをしっかり見るというところにあるかと思います。今日幾つか点が出たと思いますので、確認をしていくためのどういうプロセスで検討して、こういうところで議論ができるのかということもすごく大事なポイントだと思います。

あと、最後の横並びの意味のところ、先ほどヤードスティックというお話もあったのですけれども、これは我々が関電と中国電力との競争問題のところ、サプライヤーもそれぞれの地域独占になっているということなのですね。つまり、それぞれのサプライヤー間でより効率的に会社に対してサービスをしていかないと切られるという心配はほぼないという状況です。これは全ての地域だと思いますけれども、サプライヤーと、子会社関係ではないけれども、縦縦の関係がほぼほぼ維持されている構造だと思います。したがって、それぞれのこういう状況のものを横並びで議論したとしても、果たしてそれは意味があるものなのかということが1つ。9割特命だということもあります。

もう一つは、本来の比較というのは、工種ごととか、もう一步下がって工量制だとすると工量の比較とか、そういうところであるとすると横並びで比較する意味が出てくると思うのです。そうすると、サプライヤーごとの比較をしていかななくてはいけないので

すね。

これは今のところ地域横断的に活動していない。これもやはり皆様方は、これからは工種別の比較という中で、今のサプライヤー構造のところもよく御覧になっていく必要があるのではないかなと思います。

例えば関西電力が中国電力に出ていくのをやめたときに、関西電力のところにあるサプライヤーが無理して効率化したり、隣のところに自分が例えば配電工事に出てくるということはある得ないわけでありまして、やはり電力会社の競争があつて初めてサプライ関係もよりクリーンなものになっていくということではないかなと思います。

この横並び問題は、これしか分析の方法はないのだといつもおっしゃるのだけれども、その横並び構造がもたらしている非効率というものについてもよく見ていただいて、その上でのトップランナーとかこういう議論をしていただくといいのではないかなと思います。

それから、中国電力がああなときにもし本当に競争で頑張っていたらトップランナーになっていたかもしれませんね。これは分からないですね。そういうことが数々疑問としてはあるかなと思いました。

○後藤アドバイザー 2点補足で質問させてください。簡単なことです。

まず、西日本でカルテルが起こっている期間、その前後もですが、料金査定、審査のようなことは電取委さんはずっとやられてきたわけですよね。そのときに、審査の過程で間接的に原価を見るということになっているわけですがけれども、何か異変を感じ取ることができましたか。もし分かることがあれば教えてください。ないしは、異変は感じ取れなかったというのも一つの答えかと思います。

それから、今回御準備いただいた資料の中で、各電力会社さんが特命発注なのだけれども、調達上の工夫や調達価格の査定上の工夫をしているという御説明がたくさんありました。私は、一つ一つは極めて真つ当なことをされているのだなという理解をいたしますけれども、1つ突っ込むところがあるとすると、それまでの社内基準に合っているかどうかということをちゃんとチェックしましたであるとか、過去の工事の価格との関係から見て適正性を評価したということになっているわけですがけれども、いずれにしても基準になっているのはもともと持っている自社の基準であつて、もともと高コスト体質の会社さんがその基準でずっと査定をしているのだったら、コストが維持されるということにもなってしまうわけです。確かに、定性的な説明としては成り立っていると思いますけれども、いろいろな疑義が生じるものでもあります。できれば、これは数字などで説明していただけると有効なのではないかなと思いました。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） ありがとうございます。

まず、これまでの料金審査でございますけれども、例えば今回が2016年の全面自由化後初の料金審査でございます。監視等委員会ができたのが2015年ということもあるので

すけれども、そういう点で言うと、今回初めての料金審査ということではあったのですけれども、それ以外にも規制料金の監査とか事後評価を我々はやっております、漠然とした問題意識としては、電力会社間で何でこんなに域外競争が不活発なのだろうという問題意識は我々も常に持ち続けてはいるのですけれども、監査とか事後評価では特段そういった疑わしいものを見つけることができなかったということです。

あと、特命発注の各社の言い訳について一個一個見ていると、もっともらしくて、実は過去のコストを維持していることを宣言しているに等しいという突っ込みがあるところは承知しております、そこは今後、我々もしっかりと見ていくことにしたいと思っております。

○経済産業省（新川事務局長） 宇田先生の御指摘の問題で、かなり構造問題に関わるところの御指摘をいただいたと思っております。

この問題は、2000年の小売自由化もしくは1995年のIPPの導入以前からあまり変わっていない部分も結構あって、ずっと変えるべく努力をしてくれているけれども、なかなか変わらないといったところもそれなりにあるのだろうと思っております。

今回の規制料金の改定に関する協議は協議として、フォローアップも含めてどのように大きく改善していけるのかというのは、構造問題であるがゆえのアプローチもまたあると思いますので、そこも含めて考えていければと思っております。

以上でございます。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） ありがとうございます。

一応予定をした時間を過ぎておりますけれども、特に言い残したことがもしあれば。

○宇田アドバイザー 言い残したことは、今、新川さんの構造問題だからということで別枠にしないように、本件は電気料金の査定に影響があるのではないかと申し上げているところなので、その根っこにある問題として、背景にある、あるいはベースが高くなってしまっている原因を申し上げただけなので、それはそれで別に解決しなくてはいけないのだけれども、今この問題としては電気料金の問題として真摯に扱っていただきたいと思っております。

○経済産業省（新川事務局長） 御指摘は理解しております。ありがとうございます。

○消費者庁（檜橋参事官） よろしいでしょうか。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） ありがとうございます。

前回5月2日の会合よりは資料も出していただいて、議論がかみ合ってきたかなと考えておりますけれども、依然として特に中国電力の案件に関しては、先ほども公共調達以外のサンプルの調査ができるのかどうかという話とか、あるいは固定費の部分について、恐らく定期検査等の突発的なその年の特例事情を除いたときに、実際に固定費はどう推移していたのかとか、そういう推移を見せていただいて、効率化が本当にされていたのかどうかというのを少し見させていただくということと、それと今回お出しいただいている効率化係数との関係で、十分もうそれは深掘りされているというところまで言

えるものなのかどうかというところを出していただくということかなと理解をしていますけれども、そんな感じでよろしいですか。

○宇田アドバイザー 消費者がいると思うと、いいか悪いかというのはプレッシャーを感じるのですけれども、筋道が通った説明をされる、まずロジック、論理的にね。それから、次に具体的にはいろいろな情報としてこういうことということ。

その筋が通った話かどうかというところがすごく大事だと思うのですね。そこはまだ通っていないので、気持ち悪くてしょうがないというところなので、ぜひ筋道をクリアにさせていただきたいなと思います。

○後藤アドバイザー あと、それに全く付随してなのですけれども、ここまでは分かった、検証できたというところと、ここは検証し切らないという、この仕切りは入れていただいているのではないかなと思うのですね。100%全部詰めろという話ではないし、それは現実的ではないのだろうと思います。ここまでは分かった、ここから先は分からない、ないしはどうとでも解釈できる世界がある、それは仕分けをしていただくだけでも随分分かりやすくなるのではないかと思います。

その前提として、分かりやすいロジックが背景に流れているということは説明力を増すことになるのではないかと思います。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） この後の進め方については、また相談させていただきたいと思います。

○消費者庁（檜橋参事官） それでは、これをもちまして本日の会合を締めさせていただきます。

次回以降については、また調整の上で、行う場合についてはまた公表させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれで終わります。ありがとうございました。

以上